

## 松戸市公用電気自動車広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、松戸市広告掲載要綱（平成21年10月1日施行）第4条第2項の規定により、本市が取扱う公用電気自動車に広告を掲載する基準について定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告媒体（広告を掲載することができる市の資産をいう。以下同じ。）に掲載する広告の内容及び表現は、その掲載は市民から負託を受けた市の資産を活用するものであることから社会的に高い信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号）第6条に定める許可を要する広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性及び都市の美観風致に配慮するとともに、自動車等運転者の注意力を散漫にするなど交通の安全を阻害するものであってはならない。

(広告掲載の制限)

第4条 掲載者は、松戸市地球温暖化対策推進事業所に登録又は登録の届出をしていること。

2 掲載する広告内容は掲載者の事業所名、ロゴマーク等その他類するものとする。

3 一掲載者が車両の同一側面に二箇所以上の広告を掲載することはできないものとする。

(規制業種等)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

(1) 政治団体

(2) 宗教団体

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律

第122号) 第2条に定める風俗営業に該当又は類似する業種

- (4) 消費者金融業
- (5) たばこ産業
- (6) ギャンブルにかかるもの
- (7) 社会問題を起している事業者
- (8) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (9) 占い、運勢判断に関するもの
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更正手続中の事業者
- (14) 各種法令に違反しているもの
- (15) 行政機関からの行政処分を受け、改善がなされていないもの  
(掲載基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 次のアからケまでに掲げるいずれかに該当するもの
  - ア 人権侵害、差別又は名誉棄損の恐れがあるもの
  - イ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
  - エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
  - オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えるおそれのあるもの
  - ク 社会的に不適切なもの
  - ケ 国内世論が大きく分かれているもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切ではないものとして、次のアからケにまでに掲げるいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）、根拠のない表示、誤認を招くような表現、根拠のない表示又は誤認を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、商法又は商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体又はその他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証又は指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のアからカにまでに掲げるいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(広告表示内容に関する個別の基準)

第7条 広告の具体的な表示内容については、次の各号に定める事項について検討し、判断するものとする。

(1) 人材募集広告にあつては、次のアからオまでに掲げるいずれかに該当しないこと。

ア 雇用主の名称、所在地、連絡先、業種、職種及び労働条件等の必要表示事項がないもの

イ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）に抵触する男女差別と受け取れる表現のあるもの

ウ 雇用対策法（昭和41年法律第132号）に抵触する年齢による差別のあるもの

エ 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘又はあっ旋の疑いのあるもの

オ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけ又は資金集めを目的としているもの

(2) 語学教室等にあつては、「1か月で確実にマスターできる」等、安易さ又は授業料及び受講料の安価さを強調する表現が使用されていないこと。

(3) 学習塾、予備校及び専門学校等にあつては次のア及びイに掲げるとおりとする。

ア 合格率などの実績を掲載する場合は、実績年も併せて表示しなければならない

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたものであつて、その実態、内容又は施設が不明確なものは掲載しない

(4) 外国大学の日本校にあつては、「この大学は、日本の学校教育法（昭和22年法律第216号）に定める大学ではありません。」等の主旨の文言を明確に表示するものとする。

(5) 資格講座にあつては、次のアからエまでに掲げるとおりとする。

ア 民間の講習業者が「労務管理士」等の名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、かつ、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現を使用してはならない。また、「この資格は国家資格ではありません。」等の主旨の文言を明確に表示するものとする。

イ 行政書士講座等の講座には、その講座だけで国家資格が取得できると  
というような紛らわしい表現を使用してはならない。また、「資格取得に  
は、別に国家試験を受ける必要があります。」等の主旨の文言を明確に  
表示するものとする。

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品若しくは材料の売りつけ又は資金  
集めを目的としているものは掲載しない

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認されるような  
表示を使用してはならない。

(6) 病院、診療所及び助産所等にあつては、次のアからカまでに掲げると  
おりとする。

ア 病院、診療所及び助産所等の広告については、医療法（昭和23年法  
律第205号）第6条の5、第6条の6又は第6条の7の規定に抵触し  
ていないこと。

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告  
してはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果  
を推測的に述べることはできない。

オ 写真については、病院の全景又は当該医療機関が保有している医療設  
備及び機器の写真等の医療に密接に関わるものは広告できない。

カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等によ  
り併せて表記しなければならない。ただし、赤十字のマーク及び名称は  
自由に用いることができない。

(7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう又は柔道整復等）にあ  
つては、次のアからエまでに掲げるとおりとする。

ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和2  
2年法律第217号）第7条又は柔道整復師法（昭和45年法律第19  
号）第24条の規定により広告できる事項以外は、一切広告することが

できない。

イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告することができない。

ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。

(8) 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具、コンタクトレンズ等）等の広告にあつては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第66条、第67条又は第68条の規定に抵触していないこと。また、医薬品等適正広告基準（昭和55年厚生省通知）の範囲を超えないものであることとする。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品及び特別用途食品等の広告にあつては、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違し又は著しく人を誤認させる表示がないものであつて、医薬品と誤認させるような表示、効用及び効果等を類推させる表示がないこと、事業者が、業者所在地を所管する地方公共団体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ていることとする。

(10) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定するサービス及びその他の高齢者福祉サービス等（有料老人ホーム等の紹介業を含む。以下同じ。）にあつては、次のアからカまでに掲げるとおりとする。

ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先及び担当者名等に限るものとする。

ウ その他、サービスを利用するにあたって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

エ 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指導指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各

類型の表示事項をすべて表示すること。

オ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。

カ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年公正取引委員会告示第3号）」に抵触しないこと。

(11) 墓地等にあつては、法令等の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記することとする。

(12) 不動産事業にあつては、次のアからオまでに掲げるとおりとする。

ア 不動産の広告にあつては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第32条及び第33条並びに不動産公正取引協議会の不動産の表示に関する公正競争規約によるものであること。

イ 不動産事業者の広告にあつては、名称、所在地、電話番号及び認可免許証番号等を明記すること。

ウ 不動産売買や賃貸の広告にあつては、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記すること。

エ 不動産の表示に関する公正競争規約による表示規制に従うものであること。

オ 契約を急がせる表示（早い者勝ち、残り戸数あとわずか等）は掲載しない。

(13) 弁護士、税理士及び公認会計士等の広告掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等とする。

(14) 旅行業にあつては、次のアからウまでに掲げるとおりとする。

ア 旅行の広告にあつては、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の7の規定による事項を表示し、同法第12条の8の規定に抵触しないこと。

イ 登録番号、所在地及び補償の内容を明記すること。

ウ 白夜でない時期の「白夜旅行」及び行程にない場所の写真等、不当表示でないこと。

(15) 通信販売業にあつては、返品等に関する規定が明確に表示されている

こととする。

(16) 雑誌及び週刊誌等にあつては、次のアからクまでに掲げるとおりとする。

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 見出しや写真の性的表現等は、青少年保護等の点で適正なものであり、かつ不快感を与えないものであること。

ウ 性犯罪を誘発助長するような表現（文言及び写真等）がないこと。

エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないこと。

オ タレント等有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し、節度を持った配慮のある表現であること。

カ 犯罪事実の報道の見出しにあつては、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、かつ不快の念を与えないものであること。

キ 未成年及び心神喪失者等の犯罪に関連した広告にあつては、氏名及び写真は原則として表示しない。

ク その他、公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

(17) 映画及び興業等にあつては、次のアからキまでに掲げるとおりとする。

ア 暴力、とばく、麻薬及び売春等の行為を容認するような内容でないこと。

イ 性に関する表現にあつては、扇情的、露骨及びわいせつなものでないこと。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものでないこと。

エ 内容を極端にゆがめたもの及び一部分のみを誇張した表現等でないこと。

オ ショッキングなデザインでないこと。

カ その他、青少年等に悪影響を与える恐れのあるものでないこと。

キ 年齢制限等、一部規制等を受けるものにあつてはその内容を表示するものとする。



- (18) 古物商及びリサイクルショップ等にあつては、その営業形態に応じ、法令等に基づく許可等を受けていることとする。ただし、廃棄物処理業に係る知事又は市長の許可を取得していない場合にあつては、回収、引取り、処理、処分、撤去又は廃棄等の廃棄物処理に関連する表示はできない。
- (19) 結婚相談所及び交際紹介業にあつては、結婚情報サービス協議会に加盟していること（要、加盟証明）を明記し、かつ、掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等とする。
- (20) 労働組合等、一定の社会的立場と主張を持った組織にあつては、掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等とし、かつ、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判又は中傷等）していないものとする。
- (21) 募金等にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていて、かつ、募金等の主旨を明確に表示することとする。
- (22) 質屋及びチケット等再販売業にあつては、個々の相場及び金額等の表示がなく、かつ、有利さを誤認させるような表示でないこととする。
- (23) トランクルーム及び貸し収納業者にあつては、次のア及びイに掲げるとおりとする。
- ア トランクルームにあつては、国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であること。
- イ 貸し収納業者にあつては、会社名以外にトランクルームの名称は使用しないこと。また、「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルーム“はありません。」等の主旨の文言を明確に表示するものとする。
- (24) ダイヤルサービスについては、そのサービス内容を個別に確認し、判断する。
- (25) ウイークリーマンション等にあつては、その営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていることとする。
- (26) 第4条で定める規制業種等に該当する企業による、規制業種等に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその

掲載を認める。

2 前項に掲げるもののほか、表示にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 割引価格を表示する場合にあつては、対象となる元の価格の根拠を明示（「メーカー希望小売価格の30%引き」等）すること。
- (2) 比較広告にあつては、主張する内容が客観的に実証（要、根拠となる資料）されていること。
- (3) 無料で参加又は体験等ができるものであつて、昼食代は実費負担又は入会金が別途かかる等にあつては、費用等がかかる旨を明示すること。
- (4) 広告の責任の所在、内容及び目的を明確にするため、当該広告には広告主の法人格、法人名、所在地及び連絡先（固定電話を必須とし、携帯電話等の移動通信手段のみは不可）を明示すること。ただし、法人格を有しない団体にあつては代表者名を明記することとする。
- (5) 肖像権及び著作権等の各種権利等については、無断使用等がないことを確認するものとする。
- (6) 宝石の販売にあつては、メーカー希望価格の50%引き等の虚偽の表現を行わない（公正取引委員会に確認）こと。
- (7) アルコール飲料にあつては、未成年者の飲酒禁止の文言（お酒は20歳を過ぎてから等）を明示すること。また、お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等、飲酒を誘発するような表現は掲載しない。
- (8) 個人輸入代行業等の個人営業広告については、個別に内容を審査するものとする。
- (9) その他、必要な事項については、個別に内容を審査するものとする。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。